

「審判便覧」改訂案に対する意見募集の実施について

令和 8 年 8 月
特許庁
審判部審判課審判企画室

審判便覧は、法令の制定趣旨、裁判例や審決例に示された法令の解釈等について、審判部内で統一的に理解され、公正かつ的確な審決や決定が行われることを目的として取りまとめたものです。

この度、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号）や不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 51 号）の施行に伴い、審判便覧の改訂案を作成しました。

改訂される主な事項は「＜参考資料＞主な改訂事項」に示されるとおりです。改訂案に対するご意見がございましたら、後述の意見送付要領に従ってお寄せください。寄せられたご意見は、審判便覧の改訂において、参考とさせていただきます。

記

1. 意見募集対象

- 01 章 文書一般
- 07 章 審判廷
- 17 章 送達
- 21 章 方式、補正、補充、却下
- 23 章 代理人
- 25 章 期間
- 33 章 口頭審理
- 34 章 証拠一般
- 35 章 証拠調べ、証拠保全
- 37 章 審尋
- 46 章 確定
- 51 章 無効審判
- 53 章 商標登録取消審判
- 54 章 訂正審判
- 58 章 判定・裁判所からの鑑定の嘱託
- 66 章 商標登録異議の申立て

67 章 特許異議の申立て

70 章 再審

78 章 再審の事例

80 章 訴訟

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

（なお、資料のコピー依頼、郵送及び FAX 送付依頼については応じかねますので、あらかじめご了承ください。）

3. 意見募集期間

令和 8 年 8 月 10 日（月）～令和 8 年 9 月 11 日（金）

電子メールは、令和 8 年 9 月 11 日（金）18:00 まで受け付けております。

郵送の場合は、令和 8 年 9 月 11 日（金）【必着】で郵送してください。

4. 意見送付要領

①お名前※、②ご所属（個人／団体の別を含む）、③ご連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）、④ご意見とその理由（各意見が改訂案のどの箇所に関するものかも明らかにしてください）を明記の上、次のいずれかの方法でご意見を日本語で送付してください。なお、電話によるご意見の提出は対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名の記載をお願いいたします。

<電子政府の総合窓口（e-Gov）の場合>

e-Gov の意見提出フォームに、入力様式に従いご提出ください。

<電子メールの場合>

以下の電子メールアドレスに送信してください。

電子メールアドレス：PA6B00@jpo. go. jp

※件名に「審判便覧改訂案への意見」と明記してください。

<郵送の場合>

以下の住所・宛先に送付してください。

〒100－8915

東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

特許庁審判部審判課審判企画室パブリックコメント受付担当 宛て

※封筒等に「審判便覧改訂案への意見」と明記してください。

5. 諸注意

- 意見提出の様式は問いません。
- ご提出いただきましたご意見については、氏名及び連絡先を除き、全て公開される可能性があります。
- ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人に関する情報につきましては適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- 今回の意見募集の対象は審判便覧改訂案であり、これに無関係と思われるご意見については意見として取り扱わないことがあります。
- お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねます。

問い合わせ先：特許庁審判部審判課審判企画室

TEL：03-3581-1101（内線）5852